

在宅療たきり者等 歯科保健事業のご案内

市では茂原市長生郡歯科医師会の協力により、寝たきりや体が不自由で外出できず、歯科健診を受ける機会に恵まれない方に、在宅訪問歯科事業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うことにより、口腔内の衛生状態を改善し、口腔機能の維持・回復だけでなく、全身的な機能の向上を図ることが期待できます。ぜひご利用ください。

◆対象

- ① 65歳以上の寝たきりの方
- ② 障害などにより外出困難な方
- ※①・②とも介護保険法による歯科部門の居宅療養管理指導のサービスを受けている方及び施設入所者は除きます。

◆内容

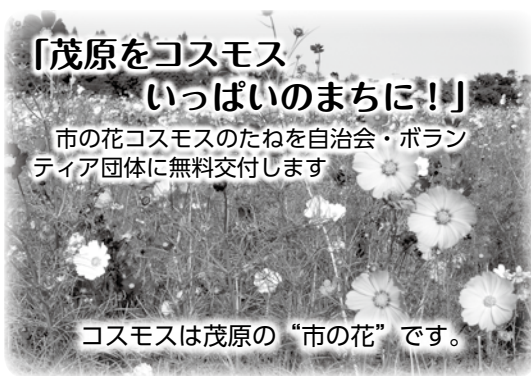
- ① 口腔内清掃及び義歯清掃などの歯科保健指導
- ② 歯周疾患、う蝕などに対する応急処置
- ③ 往診歯科医療の必要性の把握（市内の協力歯科医師が訪問します）

◆実施制限

1年に1回限りで自己負担

はありません。
なお、以後の治療が必要な場合は自己負担となります。

お申し込み、問い合わせは、市保健センター
☎(25)1725、FAX(25)1865へ。



◆ボランティア団体の申込み方法

5月10日(金)までに市環境保全課へご連絡ください。申込用紙をお送りします。

◆配布時期

6月中旬(予定)

◆注意

- ・個人の庭や事業所の敷地内等、啓発に向かない場所に栽培する場合は、対象となりません。
- ・交付数量は、ご希望に添えない場合があります。

お問い合わせは、

市環境保全課(6階)

☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

健康管理課からのお知らせ

子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種について

本年4月1日から「子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン」が予防接種法に基づく定期接種とされました。市では引き続き3ワクチンの接種を無料で実施します。

◆接種対象者

- ・子宮頸がん(小学6年生)
- ・高校1年生に相当する年齢の女子(標準的な接種期間…中学1年生)

・ヒブ(0～4歳(接種開始年齢により接種回数異なります))

・小児用肺炎球菌(0～4歳(接種開始年齢により接種回数が異なります))

◆接種方法

茂原市の予診票を用いて、契約医療機関で実施

◆申請

母子手帳を持って市健康管理課へお越しください。

BCG予防接種の対象者の拡大について

本年4月1日からBCG予防接種の接種年齢が生後6月未滿から生後1歳未滿(標準的な接種期間…生後5月～生後8月)に拡大されました。

このため市では平成25年度のBCGの集団接種を本年6月から実施します。

長期療養者に対する定期予防接種の機会の確保について

このたび制度改正により、長期療養者(免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病などにかかり、やむを得ず定期の予防接種が出来なかった者)が快復し主治医から予防接種の許可を得た場合、定期予防接種が出来るようになりました。くわしくはお問い合わせ

わせください。

高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部助成について

市では、本年4月1日から茂原市に住民登録がある75歳以上の方などを対象に肺炎球菌予防接種費用の一部を助成

します。対象の方には9月末に個別にご案内を送付します。それ以前に予防接種を希望される方は、接種前にお問い合わせください。

◆助成金額

3000円

接種見合わせとなった場合、及び助成額を超えた額は自己負担となります。

◆助成回数

一人1回限り

◆対象者

75歳以上の者または65～74歳で後期高齢者医療制度の被保険者

①今まで接種を受けたことがない方

②前回の接種から5年以上経過している方

※この予防接種は、本人の意志で受ける任意の予防接種です。医師と相談のうえ十分理解された上で接種の判断をしてください。

お問い合わせは、

市健康管理課(2階)

☎(20)1574、FAX(20)1600へ。